

御購読者 各位

東京法令出版株式会社

「令和8年版 三段対照式 交通実務六法」お詫びと訂正のお願い

本書収録の「自動車の保管場所の確保等に関する法律（令六法三五改正／令七・四・一施行）」中に誤りがございました。

深くお詫びを申し上げます。

大変お手数をおかけいたしますが、該当箇所を次表のとおり訂正してお使いいただきますよう、お願い申し上げます。

該当箇所	誤	正
一 一六頁 中段 一八行目	（保管場所標章） 第六条 警察署長は、第四条第一項の政令で定める書面を交付したとき、同項ただし書の政令で定める通知を行ったとき、又は前条の規定による届出を受理したときは、当該自動車の保有者に対し、当該自動車の保管場所の位置等について表示する国家公安委員会規則で定める様式の保管場所標章を交付しなければならない。 2 前項の規定により保管場所標章の交付を受けた者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該自動車に保管場所標章を表示しなければならない。この場合において、道路運送車両法第十二条に規定する処分又は同法第十三条に規定する処分についての第四条第一項の政令で定める書面の交付又は同項ただし書の政令で定める通知に係る保管場所標章を表示するときは、既に表示されている保管場所標章を取り除かなければならない。 3 自動車の保有者は、前項前段の保管場所標章が滅失し、損傷し、又はその識別が困難となつた場合その他国家公安委員会規則で定める場合には、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、その再交付を求めることができる。	第六条 削除